



生活再建支援制度

Life Reconstruction Support Systems

主な各種制度をご紹介します

Introduction of Main Support Systems

●経済・生活面の支援

- 親や子ども等が死亡した ————— 災害弔慰金、災害見舞金 **1 3**
 負傷や疾病による障害がでた ————— 災害障害見舞金 **2**
 当面の生活資金や生活再建の資金が必要 など — 被災者生活再建支援制度、災害援護資金 **4 5**
 税金の減免を受けたい ————— 所得税の災害減免など市税等の特別措置 **6**

●住まいの確保・再建支援

- 住宅を再建したい ————— 応急仮設住宅、住宅の修理、災害復興住宅融資 など **8 9 10**

1 災害弔慰金

支援区分	給付
支援内容	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 (1) 生計維持者が死亡した場合：500万円 (2) その他の者が死亡した場合：250万円
該当条件	自然災害により死亡された方のご遺族(※) ※遺族 ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. 死亡した者の死亡当時生計同一であった兄弟姉妹
申請期間	指定なし

2 災害障害見舞金

支援区分	給付
支援内容	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 (1) 生計維持者が下記の条件に該当した場合：250万円 (2) その他の者が下記の条件に該当した場合：125万円
該当条件	自然災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害を受けた方
申請期間	指定なし

3 災害見舞金

支援区分	給付
支援内容	松阪市災害見舞金支給に関する規則に基づき、災害弔慰金の支給されない方に災害見舞金を支給します。 (1) 住宅の流失、埋没、全焼世帯 — 8万円 (2) 住宅の半壊、半焼世帯 — 5万円 (3) 床上浸水世帯 — 2万円 (4) 死亡者1人につき — 10万円 (5) 重傷者1人につき 入院加療30日以上 — 2万円 入院加療90日以上 — 3万円 (6) 水損世帯 — 3万円
該当条件	(1) 本市に生活の本拠を有すると認められ、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている方の住宅が埋没、全壊、全焼、半壊、半焼、床上浸水、水損の被害を受けた世帯 (2) 上記の災害によって死亡または重傷を受けた方 (3) その他市長が見舞金支給を必要と認めた方
申請期間	発災後6か月以内

4 被災者生活再建支援制度

支援区分	給付																												
支援内容	下記の2つの支援金(基礎支援金、加算支援金)の合計額を支給します。 (世帯人数が1人の場合は各該当金額の3／4)																												
	<table><tr><th></th><th>基礎支援金 (住宅の被害程度)</th><th colspan="2">加算支援金 (住宅の再建方法)</th></tr><tr><td rowspan="3">全壊 解体 長期避難</td><td rowspan="3">100万円</td><td>建設・購入</td><td>200万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>100万円</td></tr><tr><td>賃貸</td><td>50万円</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊</td><td rowspan="3">50万円</td><td>建設・購入</td><td>200万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>100万円</td></tr><tr><td>賃貸</td><td>50万円</td></tr><tr><td rowspan="3">中規模半壊</td><td rowspan="3">—</td><td>建設・購入</td><td>100万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>50万円</td></tr><tr><td>賃貸</td><td>25万円</td></tr></table>		基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃貸	50万円	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃貸	50万円	中規模半壊	—	建設・購入	100万円	補修	50万円	賃貸	25万円
		基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)																										
	全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円																									
			補修	100万円																									
			賃貸	50万円																									
	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円																									
			補修	100万円																									
			賃貸	50万円																									
	中規模半壊	—	建設・購入	100万円																									
補修			50万円																										
賃貸			25万円																										
支給額の用途は限定されません。																													
該当条件	災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯																												
申請期間	基礎支援金:発災後13か月以内 加算支援金:発災後37か月以内																												

5 災害援護資金

支援区分	給付
支援内容	350万円を上限とし、被害の種類および程度に応じた額を貸し付けます。 【貸付利率】年3% 【据置期間】3年以内(特別の場合5年) 【償還期間】10年以内(据置期間を含む)
該当条件	自然災害により被害を受けた世帯の松阪市民である世帯主の方 ※所得制限あり
申請期間	被災日の翌月1日から3か月以内



6 市税等の特別措置

支援区分	減免・猶予
支援内容	(1) 申告などの期限の延長 災害などの理由により地方税法または松阪市税条例に定める申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）または納付もしくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認められる場合、災害のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。 (2) 市民税の減免 以下の方を対象に減免対象税額（減免を必要とする事由が発生した日が属する年度分の個人の市民税の各納期に係る税額のうち、減免を必要とする事由が発生した日以後に到来する納期に係る未納付である税額）を上限とする額の範囲内で市長が決定する額を減免します。 ① 災害により死亡した方 ② 災害により障害者となった方 ③ 災害により生活の用に供する住宅等に受けた損害の金額が当該住宅等の価格に占める割合が10分の3以上で、前年の合計所得金額が1,000万円以下である方 (3) 軽自動車税の減免 当該年度の賦課期日4月1日から納期限5月31日までに、災害を受け軽自動車等が解体及び滅失した場合、軽自動車税（種別割）を減免します。 (4) 固定資産税・都市計画税の減免 災害により流失、埋没または崩壊し使用できなくなった土地、災害により損害を受けた家屋および償却資産を対象に、罹災日以降に係る納期分を、被害状況の割合に応じ減免します。 (5) 市税における徴収の猶予 財産について災害を受けたことにより、市税を一時に納付することができないときは申請をすることにより、1年以内の期間に限り徴収猶予が認められる場合があります。 ● 猶予が認められると、猶予期間中の延滞金の全額または一部が免除されます。 ● 新たな督促や差押え、換価などの滞納処分が行われません。すでに差押えを受けている場合は差押えが解除される場合があります。

7 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担、利用者負担の減免措置等

医療保険、介護保険の保険料・窓口負担、利用者負担について、減免措置等が受けられる場合があります。

8 応急仮設住宅

災害救助法に基づき、災害により住宅が全壊、全焼、流出するなどし、居住する住家がなく、自らの視力で住宅を確保できない方、および応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間1ヵ月を超えると見込まれる方であって、自宅が半壊(住宅としての利用ができない場合)以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方は入居対象となります。

また、建設が間に合わない場合には民間賃貸住宅の借り上げによる「みなし仮設住宅」への入居も可能です。

いずれも家賃は無料となりますが、光熱水費等は入居者の負担となります。

9 住宅の修理

災害救助法に基づき、住宅が半壊又は半焼するなどし、市が必要と認める場合には応急修理を行います。

10 災害復興住宅融資(建設・購入・補修) 【独立行政法人住宅金融支援機構に申請】

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設、購入または補修する場合に受けられる融資です。

融資に対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。

この融資は、融資の日から3年間(補修の場合は1年)の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。

※ 詳しくは・独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ
(<http://www.jhfa.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html>)



内閣府「防災情報のページ」(被災者支援に関する各種制度)

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisagyousei/index.html>



松阪市ホームページ「災害で被災したら」

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisagyousei/index.html>





いつ起きてもおかしくない大規模災害
あなたは「災害にそなえる」ことが
できていますか。

「災害にそなえるver.2」令和3年10月発行

〒515-8515
松阪市殿町1340番地1
松阪市(防災対策課)

TEL:0598-53-4313 FAX:0598-22-1055
E-mail:bousai.div@city.matsusaka.mie.jp

ハザードマップを確認しよう!

～わが家の災害リスクを記入しておきましょう～

住所: 松阪市

■家は何階建てですか? ()階建て

■家は木造ですか? ☐木造 ☐木造以外

【地震・津波】

■津波ハザードマップの最大浸水深

m

(津波浸水深30cm到達予測時間 分)

■洪水発生時の避難場所は?

【河川の浸水】

自宅付近の河川	洪水ハザードマップの浸水区分
	m
	m
	m

■洪水発生時の避難場所は?

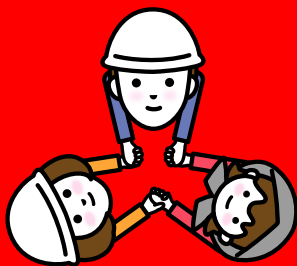
【土砂災害】

■土砂災害ハザードマップでは・・・

- ☐土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に位置する
- ☐土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に位置する
- ☐土砂災害警戒区域には位置しない

【土砂災害】

■土砂災害発生時の避難場所は?



災害にぞねる ver.2